

意見聴き取り調査票

(福島県総合設備協会)

1 総合評価方式について

(1) 県の総合評価方式において、入札参加者の技術力や地域貢献度を評価するためには、どのような項目を評価すべきとお考えですか。

技術力については工事成績評定の結果及びISO品質管理認証を、地域貢献度については緊急時出動実績・ボランティア活動（特に消防団活動や民政委員・児童委員）・雇用実績などの地域社会への主業以外での貢献を重点的に評価して欲しい。

(2) 県の総合評価方式について、御意見等があればお聞かせください。

簡易型及び標準型で求められる「施工計画の適切性に対する評価」評価基準が各発注機関、建築、土木トンネル等でバラツキがあるように思われますが、評価基準のポイントなどの公表をお願いしたい。

2 元請・下請関係の適正化対策について

平成26年度下請状況実地調査において、下請負報告書の記載と異なる事業者に施工させていた事例や、変更契約書の取り交わしがなされていない事例等がありましたが、このような状況を改善するため、どのような取組みをされていますか。

現場からの実行予算が提出された時点で、契約書の作成をしている。変更については、担当者からの報告および予算管理書でチェックしており、発注機関からの協議、指示書などの根拠に契約を行っている。また、事例を使って社員教育を行っている。

3 入札不調について

(1) 技術者や作業員確保の現状と対応策についてお聞かせください。また、技術者等の不足へは、どのような取組みが有効であるとお考えですか。

技術者も作業員も不足しているのが現状であり、対応として、随時、経験者の採用、定年退職者の再雇用、近県より協力を依頼などを行っており、新卒者の募集の機会も増やしてもいる。

技術者不足については、発注の平準化と適正な工期設定、技術者養成機関（専門学校等）の拡充、更なる常駐義務の緩和が一時的には有効かと思われる。根本的な問題解消には地方建設技術者地位向上と適正賃金（労務単価の範疇外で従事する代理人等の給料など）の確保が重要であると考えている。

(2) 県では災害等緊急随契、現場代理人の常駐義務の緩和、総合評価方式（復興型）の新設などの入札不調対策を講じているところですが、何が不調対策に有効と思われるかお聞かせください。

災害等の緊急随契の拡大、地域、時期的な工事の集中を避けた発注の平準化と、状況による次年度への繰り越しなどとともに、適正工期の設定及び機動的な工期設定を前提とした契約をお願いしたい。

(3) 県発注の工事において、工事施工の平準化及び適正工期の設定について御意見をお聞かせください。

年度内の竣工にこだわらず、次年度への繰り越しなどを考慮した工期設定等が必要であり、工期延長の場合は経費の増額が発生するので、それに対する適切な対応なども必要である。

4 電子入札・電子閲覧について

(1) 県では、電子入札・電子閲覧について一部の実施に留まっているところですが、他県等と同様に本格的に実施していくことについて、御意見等があればお聞かせください。

入札・閲覧にかかる時間・労力が省けるのでこれからも拡大の方向でお願いしたい。たまに閲覧文章の不鮮明な場合もあるので改善をお願いしたい。

(2) 電子入札・電子閲覧の普及・啓発を図るため、貴協会ではどのような取組みを行っていますか。

当協会では特に取組はしていない。

5 品確法等三法改正について

(1) 建設工事の担い手の育成・確保のため、どのような取組みをされているかお聞かせください。

資格試験受験のための講習会の実施。工業高校等のインターンシップの受け入れ。協会機関で開催される技術関連教育への参加。

(2) 国土交通省では、一次下請業者についても原則として社会保険加入業者に限定していますが、本県においてもそのように限定すべきとお考えですか。

一次下請業者については、県も社会保険加入業者に限定するべきであるという意見が多くある。

(3) 品確法等三法改正を踏まえ、発注者に対する御意見があればお聞かせください。

品確法の理念を実現するためには、適正な設計労務単価及び経費の引上げ最低制限価格の引上げ、そして適正な工期設定が必要と思われる。

人材確保のためには収入の向上や特に休日の確保などなどのワークバランスの改善が不可欠である。工期設定では土日の作業は想定されていないが、現場での実態は土日も稼働している。国などでは週休2日制モデル工事現場を設定しているので、県においてもモデル工事を設定し、工種毎の進捗状況のチェックによる指導や工期の見直しなどの総合的な施策の推進をお願いしたい。

6 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお聞かせください。

完成検査終了後、速やかに工事代金の支払いをお願いしたい。工事契約約款には、「請求を受けた日から四十日に以内に請負代金を支払わなければならない。」とあるので、それより遅れる場合は延滞利息を併せて頂きたい。